

悪臭関係

悪臭防止法

◎ 規制対象

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭

◎ 物質濃度規制

悪臭防止法第4条第1項の規定による物質濃度規制

○ 規制基準

1 敷地境界線の地表における規制基準（第1号規制基準）

（昭和50年3月10日長野県告示第114号 最終改正：平成18年10月30日長野県告示第509号）

特定悪臭物質（22物質）	規制基準（単位 ppm）		（参考）基準設定状況		
	第1地域	第2地域	(1)敷地境界	(2)気体排出施設	(3)排水
アンモニア	2	5	○	○	
メチルメルカプタン	0.004	0.01	○		○
硫化水素	0.06	0.2	○	○	○
硫化メチル	0.05	0.2	○		○
トリメチルアミン	0.02	0.07	○	○	
二硫化メチル	0.03	0.1	○		○
アセトアルデヒド	0.1	0.5	○		
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	○	○	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	○	○	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	○	○	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	○	○	
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	○	○	
イソブタノール	0.9	4	○	○	
酢酸エチル	3	7	○	○	
メチルイソブチルケトン	1	3	○	○	
トルエン	10	30	○	○	
キシレン	1	2	○	○	
スチレン	0.8	2	○		
プロピオン酸	0.07	0.2	○		
ノルマル酪酸	0.002	0.006	○		
ノルマル吉草酸	0.002	0.004	○		
イソ吉草酸	0.004	0.01	○		

2 気体排出施設の排出口における規制基準（第2号規制基準）

（昭和50年3月10日長野県告示第114号 最終改正：平成18年10月30日長野県告示第509号）

特定悪臭物質（13物質）	規制基準
アンモニア	悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出して得た流量
硫化水素	
トリメチルアミン	
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレールアルデヒド	
イソバレールアルデヒド	
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	

3 排水に係る規制基準（第3号規制基準）

（昭和50年3月10日長野県告示第114号 最終改正：平成18年10月30日長野県告示第509号）

特定悪臭物質（4物質）	規制基準（単位 mg/l）					
	排水の流量が 0.001 m ³ /秒以下の場合		排水の流量が 0.001m ³ /秒を超え 0.1m ³ /秒以下の場合		排水の流量が 0.1m ³ /秒を超える場合	
	第1地域	第2地域	第1地域	第2地域	第1地域	第2地域
メチルメルカプタン	0.06	0.2	0.01	0.03	0.003	0.007
硫化水素	0.3	1	0.07	0.2	0.02	0.05
硫化メチル	2	6	0.3	1	0.07	0.3
二硫化メチル	2	6	0.4	1	0.09	0.3

○ 規制地域（上田市）

（昭和50年3月10日長野県告示第114号 最終改正：平成24年3月30日上田市告示第116号）

区分	地域
第1区域	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 付表の上田市の項の1の地域
第2区域	工業地域（付表の上田市の項の1の地域を除く。）

図 7-1～7-2 参照

（付表）

上田市	上田市の地域のうち、次に掲げる地域
1	ア 常入字万所の一部
	イ 国分字堂西の一部
	ウ 踏入1丁目及び踏入2丁目の各一部
	エ 常田1丁目及び常田2丁目の各一部
	オ 天神1丁目、天神2丁目、天神3丁目及び天神4丁目の各一部
	カ 常磐城2丁目及び常磐城3丁目の各一部
	キ 秋和のうち、字宮原、字権現、字八反田並びに字風呂川、字鶴巻、字山道、字常屋敷、字大蔵京及び字親田の各一部
	ク 緑が丘一丁目の一部

◎ 臭気指数規制（省略）

悪臭防止法第4条第2項の規定による臭気指数規制（指定地域なし（上田市））

上田市公害防止条例（平成 22 年 4 月 1 日施行）

◎ 悪臭に係る特定施設

上田市公害防止条例第 2 条第 1 項第 2 号の規定による悪臭に係る特定施設

（平成 21 年 12 月 18 日規則第 38 号 上田市公害防止条例施行規則別表第 3）

番号	用途	名称	規模
1	動物の飼養の用に供するもの	(1) 豚の飼養施設	飼養能力 50 頭（繁殖豚にあつては 5 頭）以上のもの（2 か月齢未満のものを除く。）
		(2) 牛の飼養施設	飼養能力 5 頭以上のもの
		(3) 馬の飼養施設	飼養能力 5 頭以上のもの
		(4) 鶏の飼養施設	飼養能力 300 羽以上のもの（30 日未満のひなを除く。）

◎ 悪臭に係る規制基準

上田市公害防止条例第 6 条第 1 項の規定による悪臭に係る規制基準

（平成 21 年 12 月 18 日規則第 38 号 上田市公害防止条例施行規則別表第 8）

番号	区分	規制基準
1	動物の飼養の用に供するもの	<p>次の各号に該当すること。</p> <p>(1) 床は、不浸透性材料で作られ、適当な勾配と排水溝が設けられていること。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、鶏の家禽舎の床は、砂浴場の部分を除き、清掃に支障をきたさない材料で作られ、かつ、採ふんに便利な構造であること。</p> <p>(3) 汚物処理設備として、汚物の保管設備及び汚水の浄化装置又は貯留槽が設けられていること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水の浄化装置及び貯留槽は要しない。</p> <p>(4) 汚物の保管設備及び汚水の貯留槽は、不浸透性材料で作られ、密閉することができる覆いが設けられていること。</p> <p>(5) 運動場を設ける場合は、周囲を不浸透性材料で囲むこと。</p> <p>(6) 防臭剤及び防虫剤を適宜散布し、悪臭及び衛生害虫の発生を防止すること。</p> <p>(7) ふん尿は、適宜取り去り、なるべく踏ませないこと。</p>
備考		この表に掲げる規制基準は、周囲の環境等に照らし、市長が著しく不快を与えないと認めたときは適用を除外することができる。